

許可・更新等手続きマニュアルの内容改正表

P11 (4)④ 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置により、許可基準のうち緩和された資産要件での申請ができるのは、平成 28 年 9 月 30 日以降申請分からは、(旧) 特定労働者派遣事業からの切替申請のみとなります。

P24～25 b～d 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置の対象になるのは、平成 28 年 9 月 30 日以降申請分からは、(旧) 特定労働者派遣事業からの切替申請のみとなります。

P30 16～26 行目 ・小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置について

平成 28 年 9 月 30 日以降は、①改正法附則第 6 条第 1 項の規定により引き続き行うことができるとされ、平成 27 年 9 月 30 日以降、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者、及び②①以外の者で平成 27 年 9 月 30 日から平成 28 年 9 月 29 日までの間に、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者（平成 28 年 9 月 29 日までに事業主管轄労働局に対して許可の有効期間の更新に係る申請を行い、当該申請が受理されている者も含む。）からの申請に限るものとする。

P36・37 労働者派遣事業関係手続提出書類一覧の「許可」の内、(3 年間の暫定措置) (当分の間の措置) の対象になるのは平成 28 年 9 月 30 日以降申請分からは、(旧) 特定労働者派遣事業からの切替申請のみとなります。